

「歯科医師の資質向上等に関する検討会」開催要綱

(開催)

第1条 国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行うため、歯科医師の資質向上等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の掲げる事項を協議する。

- (1) 歯科医師の需給対策に関すること。
- (2) 増加する女性歯科医師の活躍の場に関すること。
- (3) 歯科医療に求められる専門性に関すること。
- (4) その他、歯科医療の提供に関すること。

(組織及び運営)

第3条 検討会は、医政局長が参考する構成員をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置く。なお、座長は互選により選出する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長はあらかじめ座長代理を指名する。

(作業部会)

第4条 検討会の下に作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会の任務は、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行い、その結果を検討会に報告する。
- 3 検討会の座長は作業部会の座長をあらかじめ指名する。
- 4 作業部会には、検討会の座長が指名する委員が参加し、助言を行うものとする。
- 5 作業部会の座長はあらかじめ座長代理を指名する。

(事務局)

第5条 検討会の事務は、医政局歯科保健課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。